

專賣局關係

一、八年度實現を期したる共済組合年金制は、非常時軍事豫算の影響を受け實現の見ざりき

一、專賣局は、本同盟多年の主張八時間制(但し實労働八時間制)の實行を企圖し、七年十二月より試験期に入りたるも、幾多の難關に當面してその前途を危ふまれたか、克くその困難を克服し、年月より實行せり。八時間制實行の動機は不況に依る煙草賣り上げの減少と生産設備高度機械化に併ふ製品のストック及人員の過剰を防ぐにあつたと言へ、禍を轉じて福となしたるものであり、本同盟重要主張の一つが實現したる事は愉快に堪えない。

二、專賣局は更に、昭和六年行政整理委員の案(勤続一年に付き十四日分たる退職手当法を制定したり、但し之に人員整理、工場閉鎖等に依る特別支給するものであつて、年金満限その他に依る退職者に支給する勸勞慰金は舊態依然たり。

大阪市役所關係

昨年度の八、三要求に於て二項目の改善を獲得したる大阪市従業員組合は、その後各機關に於て調査研究したる結果を二十七項目に整理し、四月廿五日當局に嘆願の形式で提出したるに對し、市當局より七月十八日附を以て、五項目の改善(雨中手当の支給、雨具改良、點呼應召の公休、作業夫の定員増加、箱番の改増築)實施し、五項目の實現考究(當直手当の支給、昇給取り扱ひ改善、外勤吏士の職名改正、點檢員の雨具支給、一般的公休の取り扱ひ改善)を約する回答があつた。因に水道部雨中手当及び點呼應召公休の内容左の如し。

一、相當なる雨中作業手当をなすべしとある相當なるは左記に依る

自四月一日至十一月末日、每一時間に付日給額の百分の十以内

自十二月一日至三月末日、每一時間に付日給額の百分の十五以内

二、從來公傷病、忌引、父母の忌祭日、勤務演習、期間點呼等の場合日給額を支給され居りたるも公休とならずして欠勤扱ひになりたる爲に水道部にありては夏期獎勵金がさく除かれたのである而し乍ら本要求を獲得したるに依り通算三十五日までは公休となる從つて獎勵金初め賞與等の場合十五日迄は影響なくなつた譯けである

製鐵所關係

一、昭和七年度に於ける製鐵所に於ける運動の凡ては製鐵官民合同反對運動の一點に歸着するといふも過言でない。而るに此の運動は、九ヶ月に亘る苦闘の後、不幸時局關係等を考慮したる結果、左の如き中島商工大臣の回答を以て、其が議會を通過する事を默認するの止むなきに至りたり。因に同法に基く日本製鐵會社(官民製鐵合同)は目下創立準備中にして、十一月頃成立するものゝ如し。

中島商工大臣ノ回答

官民製鐵事業ノ合同ヲ爲スルハ之ニ依リ、本邦製鐵事業ニ統制力ヲ與ヘ其ノ財政的基礎ヲ堅實トシシメ以テ、重投資ト國內ノ無益ノ競争ヲ避ケ廉價ニシテ品質優良ノ製品ヲ市場ニ供給シ一方設備ノ改良擴張ヲ可能トシテ外國品ノ輸入ヲ防遏シ進シテ輸出方面ニ發展スルノ方途ヲ策シ仍テ國家最重要事業タル製鐵事業ノ基礎ヲ確立セントスルガ爲メアル而シテ官民各製鐵事業ナ合同セシムル場合ニ爲テ評價ノ法律ニ基テ製鐵業評價委員会ニ於テ之ヲ嚴正且公平ニ爲シモノニシテ個々ノ營利本位ノ企業經營ニ對シテ世上ノ批判ニ逆行シテホロ合社ノ救済トナルカ如キ評價チナスモノヲテ官民會社ニ對シテ法律ニ依リ國防上公益業務上ノ嚴重ナル監督ヲ爲スノミナラズ、重役ノ選任解任、利益金ノ處分、社債ノ募集等必要ナル事項ハ主務大臣ノ認可ヲ要スルコトト爲シ決シテ配當本位ノ經營ヲ許スモノヲテナイ殊ニ會社株式ノ半數以上、法律ニ依リ政府カ所有スルコトヲ強制セザレズ之ニ加フルニ政府ハ會社監督官ヲ置キテ會社ノ業務ヲ監視モシメテ官督ノ場合ト同シク國家ノ意思ニ依リ強力ニ統制ヲ爲スモノヲテアルカ合同ニ依リテ本邦製鐵事業ノ根基ハ益々強固ニナルト共ニ製鐵業に業員ノ福祉ト其ノ心カラノ協力ノ上ニ國策ヲ遂行シ得ルモノト信ズルモノヲアル

労働條件等ニ就テハ左記ノ通りテアルカ免ニ角、今回ノ合同案ノ内容ハ前述ノ如キ趣旨ニ依リテ立案シテアルカラ従業員ハ口ク此ノ点ヲ諒解シテ益々本邦製鐵事業ノ爲ニ勉勵セラレタイ